

「山口県新型コロナウィルス感染症対策本部」

第7回本部員会議

日時：令和2年3月25日(水) 15:00～
場所：県庁4階 共用第1会議室

< 次 第 >

1 開会

2 議題

- (1) 現在の発生状況及び本県の取組について
- (2) 学校再開等に向けた対応について
- (3) 県有施設の休館等及び県主催イベントの取り扱いについて
- (4) その他

3 閉会

<配布資料>

資料1 現在の発生状況及び本県の取組について

資料2 令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）【概要】

資料3 県立学校における学校再開に係る基本的な考え方について

資料4 県有施設の休館等及び県主催イベントの取り扱いについて

山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第7回本部員会議 配席図

日時：令和2年3月25日(水)15:00～
場所：県庁4階 共用第1会議室

知事

副知事			健康福祉 部長
教育長			こども・子育て 応援局長
副教育長			商工労働 部長
総務部長			観光スポーツ 文化部長
総務部理事 (危機管理担当)			農林水産 部長
総務部理事 (基地担当)			土木建築 部長
総合企画 部長			会計管理 局長
産業戦略 部長			企業 局長
環境生活 部長			警察本部 警備部長

厚政 課長	健福 審議監	健康 部次長	総合企画 理事	健康増進 課長	学校安全・ 体育課長

山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第7回本部員会議 出席者名簿

日時：令和2年3月25日(水) 15:00～
場所：県庁4階 共用第1会議室

- 1 本 部 長 知事
- 2 本部長代理 副知事
- 2 副本部長 健康福祉部長
- 4 本部員等

部局名	本部員
総務部	総務部長 総務部理事（危機管理担当、基地担当）
総合企画部	総合企画部長
産業戦略部	産業戦略部長
環境生活部	環境生活部長
健康福祉部	こども・子育て応援局長
商工労働部	商工労働部長
観光スポーツ文化部	観光スポーツ文化部長
農林水産部	農林水産部長
土木建築部	土木建築部長（土木建築部次長代理出席）
会計管理局	会計管理局長
企業局	企業局長
教育庁	教育長 副教育長
警察本部	警備部長

現在の発生状況及び本県の取組について

資料 1

(1) 感染者数等 (厚生労働省公表数字)

ア 全世界 (3/23 12:00 現在) 【日本を除く】

(人)

患者数	324,446	中国国内	81,093
		中国以外(178以上カ国・地域)	243,353
死亡者数	14,428	中国国内	3,270
		中国以外	11,158

※中国以外感染者の多い国…イタリア(59,138)、アメリカ(32,644)、スペイン(28,572)、イラン(21,638)

3/11、WHOは「パンデミック（世界的大流行）と表現できるとの判断に至った」と表明

イ 日本国内 (3/23 12:00 現在)

(人)

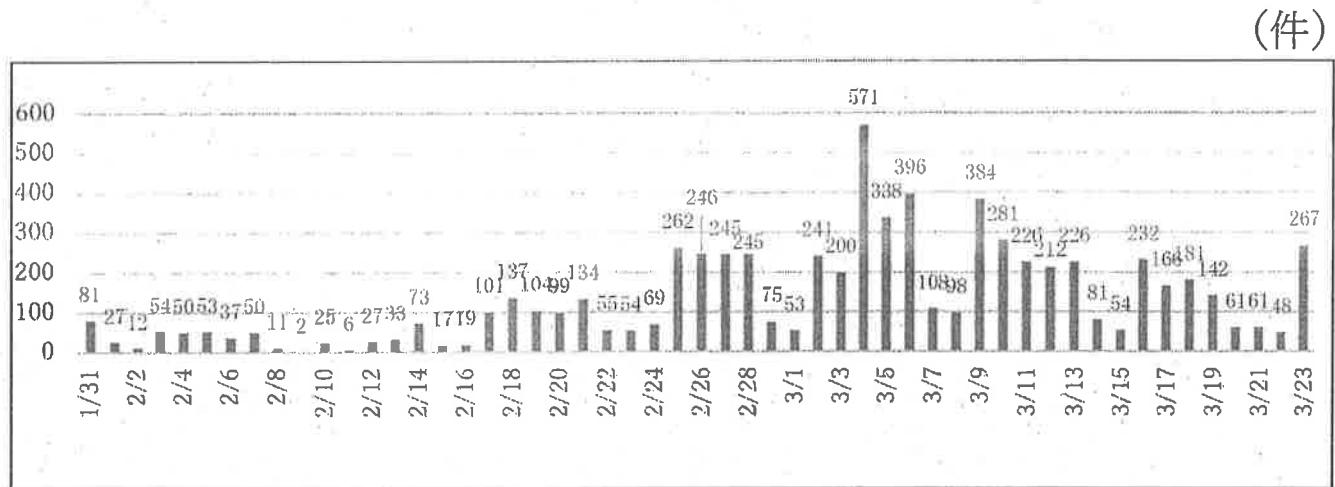
P C R 検 査 実 施 人 数	検査陽性	う	う	退 院 者	入 院 中 の 者	死				
		ち 無 症 状	ち 有 症 状			軽 症	中 等 症	人工 呼 吸 器 等	入 院 待 機 中	亡 者
①国内発生事例 (②除く)	18,322	1,056	110	946	236	669	423	54	187	5 41
②チャーター機	829	15	4	11	11	0	0	0	0	0 0
合 計	19,151	1,071	114	957	247	669	423	54	187	5 41

※ 3/23までに、38都道府県で発生

(2) 本県の取組

ア 相談対応 (1/31～3/23)

全県相談件数 : 7,030 件



2月13日：国内初の感染者の死亡

2月17日：相談・受診の目安を国が公表

2月25日：イベント中止、クルーズ船下船者公表

3月3日：県内初患者発生

3月22日：県内4例目患者発生

イ 相談内容等 (1/31～3/23) (区分の重複あり)

(件)

区分 (相談例)	健康相談 (体調不良)	医療体制 (受診方法)	予防・治療 (手洗い等)	渡航 (海外情報)	その他	計
件数	2,983	1,298	490	79	3,120	7,970

健康相談や医療体制に係る相談を受け、医療機関受診を助言: 2,569 件

ウ PCR検査 (2/15～3/23)

これまで、180人にPCR検査を実施し、陽性者は4名

広報・報道資料

令和2年3月22日

部課名	課長名	主幹名	連絡先
保健部保健医療政策課	吉田 誠	栗原 紹子	231-1530 (内線 2817)

1 件名 「新型コロナウイルス感染症の感染者の確認について（第4例）」

本日、下関市内で4例目となる新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されましたので下記のとおりお知らせいたします。

2 患者概要

- (1) 年代：40歳代
- (2) 性別：男性
- (3) 国籍：フィリピン
- (4) 職業：会社員

3 症状・経過

- 3月12日（木）発熱(38.0°C)
- 3月13日（金）乾性咳嗽
- 3月14日（土）腹痛、水様便
- 3月16日（月）、17日（火）発熱(39.0°C)
- 3月17日（火）医療機関A受診 ノロウイルス疑い、解熱剤、整腸剤処方
- 3月21日（土）医療機関A受診
医療機関B受診 感染を疑うため検体を採取（マイコプラズマ陽性）
- 3月22日（日）新型コロナウイルスのPCR検査実施 陽性確定
※PCR検査は県環境保健センターで実施

4 行動歴 現在調査中（3月9日、フィリピンから来日）

5 現在の状況 状態は安定している。マイコプラズマ治療中

6 その他 患者等の個人情報については、プライバシー保護の観点から、提供資料の範囲内にさせていただきます。ご理解の上、特段のご配慮をお願いいたします。

令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における
教育活動の再開等について（通知）【概要】

I 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン

- 地域ごとの状況に応じた、一人ひとりの「行動変容」や「強い行動自粛の呼びかけ」が重要である状況に、変わりない。
- 各地域の感染状況を十分踏まえながら、新学期以降も引き続き十分な警戒を行い、感染症対策に万全を期す。

1 保健管理等に関すること

(1) 感染症対策について

① 基本的な感染症対策の実施

- 発熱等の風邪の症状がみられる児童生徒等については、自宅で休養させることを徹底（教職員についても同様の対応）
 - ・家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認
- 手洗いや咳エチケットの徹底
- 学校医及び学校薬剤師等と連携した保健管理体制の整備
 - ・多くの児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すりなど）は、適宜、消毒液を使用して清掃を実施
- 十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導

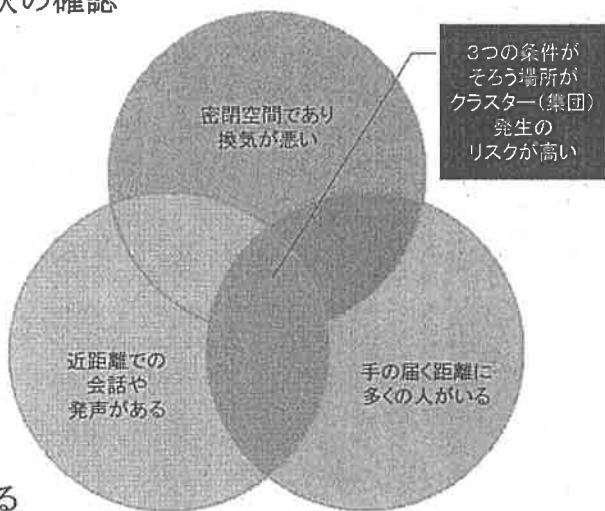
② 集団感染のリスクへの対応

- 3つの条件が重なる場を徹底的に避ける

- ・換気の悪い密閉空間
- ・多くの人が密集
- ・近距離での会話や発声



- ・換気の徹底
- ・近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等（咳エチケットの指導）



(2) 出席停止等の扱いについて

- 感染者、濃厚接触者に特定された児童生徒については出席停止の措置、基礎疾患等のある児童生徒が欠席する場合は出席停止の措置

- 児童生徒等に発熱等の風邪の症状が見られるときは、自宅で休養するよう指導

(3) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等について

- 児童生徒等の状態に基づき、個別に登校の判断

(4) 海外から帰国した児童生徒等への対応について

- 帰国した日の過去14日以内に「検疫強化対象地域」又は「入管法に基づく入国制限対象地域」に滞在歴のある児童生徒等は、2週間の自宅等での待機を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校

(5) 心のケアについて

- 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察による健康相談、スクールカウンセラー等による支援

(6) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

- 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別の防止

2 学習指導に関すること

- 学習に著しい遅れが生じないよう、補充授業・補習・家庭学習等を実施

3 入学式及び修学旅行等の学校行事の実施に関すること

- 学校行事の実施に際し、3つの条件が重ならないよう対策
- 修学旅行を当面の措置として取り止める場合、中止ではなく延期扱いを検討

4 部活動に関すること

- 3つの条件が重ならないよう実施内容や方法を工夫

5 学校給食に関すること

- 配食を行う児童生徒の健康観察の徹底、食前の手洗いの徹底、会食の際の席の工夫

6 公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること

- 教職員が罹患した場合や濃厚接触者である場合には出勤させないこと

7 放課後児童クラブ、放課後等デイサービスのための学校の教室等の活用等に関すること

- 密集性を回避し、感染を防止する観点等から学校施設の活用を推進

8 その他

- 新型コロナウイルス感染症の影響等により、学納金の納付が困難な者に対する支援（入学料の免除・減額・猶予、就学援助の実施等）

II 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン

1 臨時休業の実施にかかる考え方について 【参考資料参照】

2 学習指導に関すること

- 学習に著しい遅れが生じないよう、家庭学習を課す等の必要な措置を講ずること
- 児童生徒の学習状況の確認等を行うとともに、生徒指導、健康観察を行う観点から登校日を適切に設定

3 教科書の取扱いに関すること

- 児童生徒や各学校の状況に応じて教科書が児童生徒に遅滞なく給与されるよう対応

4 学校給食休止の対応に関すること

- 関係事業者等と十分協議を行うなど、関係者の理解と協力を得られるよう留意

5 非常勤職員等の業務体制の確保に関すること

- 非常勤職員を含む職員全体の働く場の確保、組織全体としての業務体制の確保

6 子供の居場所確保に関すること

- 児童生徒間での感染拡大リスクを考慮し、慎重に判断
- 放課後児童クラブ等において、密集性を回避し感染を防止する観点等から学校施設の活用を推進

本「チェックリスト」は、「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」に沿った対応状況を各学校で確認する際の参考として作成したものです。

新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン

《チェックリスト》

- 児童生徒等及び教職員の毎朝の検温、風邪症状の有無等の確認を行う準備ができますか？
- 手洗いや咳エチケットの指導を行いましたか？
- 学校医、学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整え、清掃などにより環境衛生を良好に保っていますか？
- 抵抗力を高めることが重要であるとの指導を行いましたか？
- 3つの条件（換気の悪い密閉空間、人の密集、近距離での会話や发声）が同時に重なる場を避けるため、(1)換気の徹底(2)近距離での会話や发声等の際にマスクの使用等を行うことを教職員の間で確認しましたか？
- 一斉臨時休業に伴う学習の遅れに関する対応策について検討しましたか？
- 入学式や始業式の実施方法を工夫しましたか？
- 部活動の実施にあたり、実施内容や方法を工夫した上で、感染防止のための対応を行いましたか？
- 学校給食の実施にあたり、感染防止のための工夫を行いましたか？
- 放課後児童クラブや放課後等デイサービスのための教室等の活用について検討しましたか？

児童生徒等又は教職員に感染者が発生した場合の学校の臨時休業の判断について

児童生徒等又は教職員の感染が判明



＜児童生徒等＞

- ・当該児童生徒等について、学校保健安全法第19条に基づく出席停止
- ・他の児童生徒等について、濃厚接触者にあたると特定された場合、同条に基づく出席停止

＜学校＞

設置者は、

- ・当該感染者の症状の有無
 - ・学校内における活動の態様
 - ・接触者の多寡
 - ・地域における感染拡大の状況
 - ・感染経路の明否
- 等

総合的に考慮し、都道府県等の衛生主管部局と十分に相談

感染した児童生徒等及び濃厚接触者の
出席停止のみ (学校保健安全法第19条)

学校の全部又は一部の
臨時休業を実施 (学校保健安全法第20条)

※今後、どこかの地域でオーバーシュート（爆発的患者急増）が生じた場合には、3月19日の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）で示された見解に基づき対応することとなります。

県立学校における学校再開に係る基本的な考え方について

山口県教育委員会

「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（令和2年3月24日付け 元文科初第1780号文部科学事務次官通知）」を踏まえ、県立学校においては、次のとおり、新学期を始める準備を行う。

1 学校の再開について

- 「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」を踏まえ、新学期から学校を再開する。
- 再開にあたっては、児童生徒の健康・安全の確保のため、国の専門家会議が示した3つの条件（①換気の悪い密閉空間、②人の密集、③近距離での会話・発声）（以下、「3つの条件」という。）が同時に重ならないように、各学校において対応し、感染症対策に万全を期する。

2 入学式、始業式について

- 4月8日（水）を中心に実施する。
- 実施にあたっては、感染拡大防止の措置をとり、式典の規模を縮小する等、開催方式を工夫する。

3 修学旅行等について

- 修学旅行は、原則として、当面の間、延期とする。
- その他、宿泊を伴う学校行事については、当面の間、延期または中止とする。

4 部活動について

- 4月1日（水）から再開する。
- 再開にあたっては、3つの条件が同時に重ならないように、部活動の実施内容や方法を工夫し、教職員が実施状況を把握する。
- 原則として、当面の間、遠征試合等は、延期または中止とする。

新型コロナウイルス感染症に関する政府方針への対応 (施設利用・イベント関係)

令和2年3月23日 山口県

県の対応方針

- 現在実施している県有施設の休館や県主催イベントの中止・延期等については、政府の方針に即し、国の専門家会議が公表した「感染対策のあり方の例」(別添)を参考しながら、それぞれの施設やイベントごとに再開の必要性を判断し、必要とする場合には適切な感染予防対策を講じることを前提として、その準備が整い次第、順次、施設の開館やイベントの開催等を行うことを基本とする。
- 施設やイベントにおいて講じるべき「適切な感染予防対策」は、「感染対策のあり方の例」の中から、施設の利用形態や密閉性、イベントの規模・内容等に応じて、実施可能で実効性の高い対策をできる限り数多く選択の上、それらを確実に実施するものとする。
- ただし、これまでに感染者が確認された下関市内での対応に当たっては、あらかじめ市と十分に協議するとともに、今後、さらに県内で感染の拡大が確認されるなど、事態に重大な変化が生じた場合には、改めて対応を判断する。

[別添]

多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例

(令和2年3月19日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議公表)

1 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施

- 参加時に体温の測定並びに症状の有無を確認し、具合の悪い方は参加を認めない。
- 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方は参加しない。
- 感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方は参加しない。
- 体調不良の方が参加しないように、キャンセル代などについて配慮をする。
- 発熱者や具合の悪い方が特定された場合には、接触感染のおそれのある場所や接触した可能性のある者等に対して、適切な感染予防対策を行う。
- 会場に入る際の手洗いの実施ならびに、イベントの途中においても適宜手洗いができるような場の確保。
- 主に参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的に行う。
- 飛沫感染等を防ぐための徹底した対策を行う（例えば、「手が届く範囲以上の距離を保つ」、「声を出す機会を最小限にする」、「咳エチケットに準じて声を出す機会が多い場面はマスクを着用させる」など）

2 クラスター感染発生リスクの高い状況の回避

- 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を実施する。
- 人を密集させない環境を整備。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
- 大きな発声をさせない環境づくり（声援などは控える）
- 共有物の適正な管理又は消毒の徹底等

3 感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

- 人が集まる場に参加した者の中に感染者がでた場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡がとれる体制を確保する。
- 参加した個人は、保健所などの聞き取りに協力する、また、濃厚接触者となった場合には、接触してから2週間を目安に自宅待機の要請が行われる可能性がある。

4 その他

- 食事の提供は、大皿などの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をする。
- 終了後の懇親会は、開催しない・させないようにする。

※上記は例であり、様々な工夫が考えられる。